

第一百六十四回 平成十八年六月十四日(水曜日) 午後一時一分開会 参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第六号

に住所を有し、一時的に国外に滞在する有権者が選挙の投票を国外で行う方法は、船員が船舶内で行う不在者投票以外にございません。このため、こうした一時的な国外滞在者のほとんどは事実上選挙権行使する機会が非常に限られたものとなつております。

その中でも、法律の規定に基づき、国の任務を担い、国の命令を受けて国外に派遣される者につきましては、一方で日本国憲法及びこれを受けた公職選挙法の規定により選挙権の行使を保障されておきながら、他方で派遣を定めた別の法律をもつてその行使の機会が事実上奪われるという状況が生じております。

そうして、こうした状況を改善すべく、国外において公正、適正な選挙の実施が確保されることを前提に、これらの者の選挙権行使の機会を回復する措置を講ずる必要があります。

また、南極地域観測隊の問題もございます。南極の厳しい自然環境の下では他の地域への移動もままならないため、南極地域においては、投票用紙の送致を伴う通常の不在者投票の実施は事实上不可能でございます。

南極地域観測隊は、昭和三十一年以来、四十七次にわたり南極地域に派遣され、大きな学術上の成果を上げてきたものであります、その一方で、その隊員の選挙権の行使は閉ざされ続けてきました。

そこで、こうした南極地域観測隊員につきましても、その選挙権行使の機会を確保するための措置を講ずる必要があります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容の概略について御説明申し上げます。

第一に、国外における不在者投票制度の創設であります。

まず、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち、その長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有する

こと、当該組織が国外の特定の施設又は地域に滞在していることと、二つの要件を満たす組織であります。そして、当該組織において不在者投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものを特定国外派遣組織と定義しております。

そこで、この特定国外派遣組織に属する選挙人で国外に滞在するもののうち職務等のため選挙の当日投票することができないと見込まれるもの、投票については、政令で定めるところにより、不在者投票の方針により行わせることができるものといたします。

なお、今回の国外における邦人の不在者投票は、国政選挙だけではなく、地方選挙についても対象といたしております。

第二に、南極地域観測隊の隊員等のファクシミリ装置による投票についてあります。

南極地域観測隊の隊員等で、南極地域にある科学的調査の業務の用に供される施設又は本邦との施設との間において南極地域観測隊輸送する船舶に滞在するもののうち職務等のため選挙の当日投票することができないと見込まれるもの衆議院選挙の総選挙又は参議院選挙の通常選挙における投票については、政令で定めるところにより行わせることができるものといたしております。

第三に、施行期日であります。第一の国外における不在者投票制度の創設につきましては、公布の日から起算して九ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二の南極地域観測隊の隊員等のファクシミリ装置による投票につきましては、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行するものとしております。

以上が、公職選挙法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

第一に、国外における不在者投票制度の創設であります。

まず、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち、その長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有する

のは今までなかつた。船員が船舶で行う場合、これは主にマグロ漁船なんかが遠洋漁業へ出た場合と。そういうようなこと等がありますので、できる限り範囲を広げたいと思いますが、いわゆる選挙は公正に適正に運営されないといけないという要請がありますので、海外へ出ている日本人にはどんな種類があるだろうかといろいろ分類した中で今回のような法律案になつたということを御理解ください。

○家西悟君 民主党・新緑風会の家西悟でござります。

ただいま議題となりました公職選挙法の一部改正する法律案に対し質問をさせていただきます。本題ですけれども、自衛隊がカンボジアで最初のPKOに派遣されてから十三年がたちます。また、南極地域に観測隊を派遣してから五十年余りたつわけですけれども、そもそも在外選挙制度が創設されたのが一九九八年、平成十年です。それまで、国外に居住する日本国民には長い間参政権が保障されていませんでした。

まず、基本的事項についてお尋ね申し上げま

す。今回、国外における不在者投票制度が創設されることになるわけですが、私自身不勉強で大変申し訳ございませんが、今までこのような制度がなかったということに驚きを感じます。

そこで、鳩山先生にその辺の御認識を含め、御提案の趣旨を再度御確認申し上げます。

○衆議院議員(鳩山邦夫君) 選挙権を有する日本

人が、どこにいようとできる限り広い範囲で投票権を使用できるようにするべきだというのは、当然のことだらうと思つております。

ですが、国外に滞在する方で、住民票を抜いて国外に滞在をする場合はいわゆる在外投票制度といふことでいけるわけです。これはもちろん一定限度以上、住所を日本から外国に移す方ですか。そうでない方は、出張とか旅行とかスポーツ選手とか、あるいはオリンピックの競技などいろいろな形態が考えられるわけですね。もちろん会社の出張命令ということもあるでしよう。

それらを考えますと、いずれ電子投票等も発達

をして、本人確認の仕方も完璧であつて、どこにいようと、月にいようと火星にいようと投票できることを全省府集めまして我々も調べましたけれども、その中で具体的には五つの法律に基づいて派遣されている組織が今現状では当たると我々は考えておりまして、一つは、PKO協力法に基づき派遣される自衛隊、さらに選挙監視要員に係る組織、さらに文民警察要員に係る組織、こういうものが一つのグループとしてあります。二つ目

は、テロ特措法に基づき派遣される自衛隊、こういうものがあります。三番目に、イラク特措法に基づき派遣される自衛隊、これが三つ目のグループです。四つ目が、国際緊急援助隊法に基づいて派遣されています、今例えばジャワ中部地震で派遣されている国際緊急援助隊がございますけれども、こういうことで派遣されている救助チーム、さらには医療チーム、専門家チーム、そして自衛隊、こういうグループが四つ目のグループでございます。もう一つが、五つのグループは、防衛庁設置法という法律に基づいて国外の訓練のために派遣される自衛隊、こういうものを今一般的に該当する組織と我々は見込んでおります。

○家西悟君 それで、もう一度質問をさせていただきますと、今お答えのように、法律に基づいて外国に派遣される組織のうち次に該当するものということですが、オリンピックやその他の国際競技に参加される、先ほど鳩山先生もちょっと触れていただけましたけれども、そのようにスポーツ選手団ですね、そういう方は対象にならないといふことなんでしょうか。今ちょうどワールドカップまで、サッカーの、ドバイでワールドカップをされているわけですけれども、そしてオリンピックが開催の年に当たっていて、そのときにちょうど当たるということになれば、オリンピック選手団。

これは確かに法律に基づいて行っているわけではありませんけれども、かなり多くの方がこういう場に参加をされ、そして特定の場所におられるわけですから、これは範囲に何とかならないものかなというふうに私自身考えるわけですから、その辺の問題についてはいかがお考えでしょうか、お答えいただければと思います。

○衆議院議員(大野功統君) 先ほど鳩山先生からお答え申し上げましたとおり、国外にいようと国内にいようと、基本的権利である参政権、選挙権というものは認められるのが当然である、このことはもう基本的認識としてあります。ただ選挙などいうのは公正にやらなければいけない、ですから本

人が確認できるのかどうか、それから投票用紙を持つていくのに時間が掛かるじゃないか、こういう実行可能性の問題があるわけでございます。そういうことを勘案して、選挙が公正に行われる等々を考えますと、どうしても限られてくる問題があるわけです。そこへもつてきて、いわゆる国のために言わば参政権を、旅行者なら例えば自分が旅行する時期を投票日とずらして行けばいいんだけれども、例えば法律に基づいて国外に派遣される者、これは投票権を奪われている、参政権を奪われているのですから、これを回復してあげるのは政治の責任じゃないか、こういう認識で今回、法案を作っております。

いという思いであります。その辺はよろしいですか。
○衆議院議員(大野功統君) 先生おつしやるとお
りだと思います。つまり、選挙というのは国外で
あろうと国内であろうと変わらないんだと、選挙
権というのには。

次に問題になるのは、言わば公正にできる、実
行可能性、この問題でございますから、今は今回
の法律に基づいて選挙をやってみて、そしてその
結果を見ながらまた政令で書くことについて今後
みんなで協議しながらやっていいんじゃないのか。
大きな理想はやっぱり国内外問わずみんなだと、
しかし今回はそこから出発したと、こういうふう
に御理解、ござねえればと思います。

在者投票でもそうなんですけれども、指定をする
という、そういう形になつております。
あと、「しらせ」なんですけれども、南極地域
観測隊を運ぶ船なんですけれども、南極地域観測
隊同様五十年間、投票権ということでは無視をさ
れてきたんですね。我々は今回、光を当てて回復
させようということにさせていただきたいおりまし
て、「しらせ」についても実は今まで洋上投票の
できる指定船舶になつていなかつたんですけれど
も、今回のこの法改正に合わせまして、総務省令
を改正して洋上投票が可能になる、そういう指定
船舶に指定させていただきたいと思つております。

人が確認できるのかどうか、それから投票用紙を持っていくのに時間が掛かるじゃないか、こういう実行可能性の問題があるわけでございます。そういうことを勘案して、選挙が公正に行われる等々を考えますと、どうしても限られてくる問題があるわけです。そこへもつてきて、いわゆる国のために言わば参政権を、旅行者なら例えれば自分が旅行する時期を投票日とずらして行けばいいんですけれども、例えば法律に基づいて国外に派遣される者、これは投票権を奪われている、参政権を奪われているのですから、これを回復してあげるのは政治の責任じゃないか、こういう認識で今回、法案を作つております。

したがいまして、法律に基づくことが一番。じや法律とはどこまでなのか、こういう議論はまた別といたしまして、したがいまして極めて我々の、スポーツ選手とかあるいは民間のビジネスで旅行する人とか、サッカーの試合もおっしゃいましたけど、いろんなケースがありますけど、今回は、言わば法律に基づいて参政権を奪われた、こういうものを救済しようじゃないか。

私は、小さな一步かもしれませんけど、これで大きな風穴が空いた。と申しますのも、これまでは、先生御指摘のとおり、内閣の方では、こういうように非常にすぱっと切つていかなきゃいけない問題があるものですから、どちらかというとちゅうちょしております。これを議員立法でそういう考え方でやつたということで御理解いただきたいと思います。

○家西悟君 よく分かります。ただし、オリンピックやワールドカップに参加する選手というものは、ある種、選手団も含めて役員の方々も、非常に、それは法律というふうに言うと難しいのかもしれない。なぜなら、国家の威信、もうある種国民の大好きな期待を背負い、そして出られるわけですよ。そして、オリンピックなんかでいうと日本オリンピック協会なんかの推薦というか公認を受けたて出国されるわけですから、そういう人たちにもできれば私は範囲を拡大を今後検討をいただきたい

いという思いであります。その辺はよろしいですか。
○衆議院議員(大野功統君) 先生おつしやるとお
りだと思います。つまり、選挙というのは国外で
あろうと国内であろうと変わらないんだと、選挙
権というのには。

次に問題になるのは、言わば公正にできる、実
行可能性、この問題でございますから、今は今回
の法律に基づいて選挙をやってみて、そしてその
結果を見ながらまた政令で書くことについて今後
みんなで協議しながらやっていいんじゃないのか。
大きな理想はやっぱ国内外問わずみんなだと、
しかし今回はそこから出発したと、こういうふう
に御理解、ござねえればと思います。

在者投票でもそうなんですけれども、指定をする
という、そういう形になつております。
あと、「しらせ」なんですけれども、南極地域
観測隊を運ぶ船なんですけれども、南極地域観測
隊同様五十年間、投票権ということでは無視をさ
れてきたんですね。我々は今回、光を当てて回復
させようということにさせていただきたいおりまし
て、「しらせ」についても実は今まで洋上投票の
できる指定船舶になつていなかつたんですけれど
も、今回のこの法改正に合わせまして、総務省令
を改正して洋上投票が可能になる、そういう指定
船舶に指定させていただきたいと思つております。

○衆議院議員(大野功統君) 先生おつしやるとおりだと思います。つまり、選挙というのは国外であろうと国内であろうと変わらないんだと、選挙権というのには、

次に問題になるのは、言わば公正にできる、実行可能性、この問題でございますから、今は今回の法律に基づいて選挙をやってみて、そしてその結果を見ながらまた政令で書くことについて今後みんなで協議しながらやつていいんじゃないのか。大きな理想はやっぱり国内外問わずみんなだと、しかし今回はそこから出発したと、こういうふうに御理解いただければと思います。

○家西悟君 よく理解しております。是非とも、今後の対応ということで期待をしたいと思いますし、それは各党の意見を反映させていただくようにお願い申し上げておきたいと思います。

次に、南極観測隊の隊員のファクシミリ投票についてお尋ねを申し上げます。

ここで言う不在者投票者とは、「しらせ」の船長さんですね、船長、それから観測隊の隊長になりますんでしようけれども、その管理者を任命するのには一体だれなのかということ。そして、当然ファクシミリによる投票ですので、個人の権利であるはずの投票の機密を保有する権利がどうなるのか。例えば、アメリカ軍ではファクシミリによる投票はその権利を放棄するということをあらかじめ定めているとお聞きしますが、この法案ではどのようになるのでしょうか。権利は放棄されるんでしょうか、お尋ね申し上げます。

○衆議院議員(佐藤茂樹君) 前段の部分は私が答えさせていただきまして、後半の秘密的部分については、提案者の岩屋委員の方からお答えをさせさせていただきたいと思いますが、まず南極地域観測隊員の不在者投票については、観測隊の隊長が必ず法の仕組みがこうなっているんですけれども、法はまだあります。つまり、選挙権というのには、

在者投票でもそうなんですけれども、指定をするする
という、そういう形になつております。
あと、「しらせ」なんですけれども、南極地域
観測隊を運ぶ船なんですかれども、南極地域
隊同様五十年間、投票権ということでは無視をさ
れてきたんですね。我々は今回、光を当てて回復
させようということにさせていただきておりまし
て、「しらせ」についても実は今まで洋上投票の
できる指定船舶になつたなかつたんですけどね
も、今回のこの法改正に合わせまして、総務省令
を改正して洋上投票が可能になる、そういう指定
船舶に指定させていただきたいと思つております。
その指定をさせていただいたときには、この
「しらせ」が指定船舶になつたときには、その中
で行われる乗組員の不在者投票については「しらせ
」の船長が不在者投票管理者となるという、そ
ういう仕組みになつております。
○衆議院議員(岩屋毅君) 先生御指摘のように、
投票の秘密の保持というのは極めて重要な要請だ
と私どもも思つております。
今、佐藤議員の方からお話しありましたよ
うに、今回の改正では現行の遠洋漁業等の場合の指
定船舶における洋上投票の仕組みを活用すること
になつておりますが、どうやつておりますかとい
いますと、選挙人はファクスでの投票結果を送
信した後、投票記載部分、つまり候補者の名前を
書いた部分を自分で封筒に入れて封をするとい
うことになつております。送る側はそうやつて秘密
が保持されると。で、受け取る側は特殊な機器使
つておりまして、そのファクス用紙が出てく
るときに候補者の名前が書いた部分がいわゆるカ
バーをされて、目隠しをされて出てくるという特
殊な機器を使っておりますんで、受け取る側にお
いても秘密は保持されます。
それからさらに、投票を管理すべき者は、今お
話がありましたが、投票管理者ということにな
るわけでございますし、立ち会うべき者は立会人
とみなすわけでございますんで、ここには罰則が

掛かります。

合わせ技で秘密の保持は確保されると、こういふふに考えております。

○家西悟君 分かりました。

是非ともそのように秘密保持というか権利を守つていただきたいと思つております。

それと、こういふうに施行されるわけですねで、その通達や通知、手引書等々もしっかりと配付をお願いしたいなと。当日、分からぬとか、どういふうに扱うんだというのも困るんで、やはりその一票は大事に扱うということの趣旨を踏まえていただきますようお願ひ申し上げます。

時間が残り少なくなっていますんで、もう一点お尋ね申し上げます。

本年二月に、都道府県選挙管理委員会連合会より公職選挙法改正に関する要望事項、国会、政府に対する要望事項を受け取りました。鳩山先生を始め発議者の先生方も受け取りましたと思いますけれども、その要望事項は多岐に及びます。特に、選挙運動に関する事項に關して、鳩山先生の御認識、また御見解をお伺わせていただきたいと思ひます。

一つは、インターネットにおけるホームページを使用すること。講演会などにおいて、演説内容を要約筆記しその文字をOHPスクリーンなどに投影することができるようになります。また、これらを扱う従事者といいますか、運動員に報酬を支払うこと。個人講演会などにおいて録音機器以外にも音声及び映像が使用できるように、また手話通訳や文字スーパーを導入できるようにしていただきたいと、強い要望書がございます。

私は、非常に大賛成です。これがその要望書。こういふのを二月に出されています。平成十八年二月、都道府県選挙管理委員会連合会という形で、倫選の皆さんのお手元等には配付といふか御質問をさせていただきます。

○衆議院議員(鳩山邦夫君) 本法律案と直接関係

がありませんが、家西先生の御質問は私が自民党の選挙制度調査会長であるということを念頭に置かれたことであろうかと思つております。

今先生がおっしゃられた幾つかの問題点について、まず選挙法というものは与野党で話し合つて時代に合わせていくものであろうと、そう考えておりますので、野党の皆様方、あるいは民主党の皆様方の御意見も今後存分に聞かせていただきたいと思つております。

インターネットの件でございますが、これは、

事実を率直に申し上げますと、選挙制度調査会の中では世耕弘成座長の下で一応の報告案を作りました。しかしながら、まだ選挙制度調査会で了承

というところには行つておりません。そして、与党のPTといふんありますか、ここに佐藤先生おられます、佐藤茂樹先生とも打合せをしながら与党の案といふものもできるだけ早くまとめてみたいと思っています。民主党さんは何かインターネットを使つた選挙運動について法律を提出されましたそ�で、内容を不敏にしてまだ存じ上げておりませんが、是非それらも参考にして我々の案を作つていきたいと思つております。

基本的な考え方は、誹謗中傷とか成り済ましとか様な問題がございますが、これを一つ一つクリアをしていく、あるいはプロバイダー責任制限法との関係等も議論をしていく中で、このインターネットを使つた選挙運動に道を開いていきた

いと私は個人的に思つておりますし、報告書もそ

ういう方向にはなつてゐるわけでございます。

ただきたいと、強い要望書がございます。

私は、非常に大賛成です。これがその要望書。

こういふのを二月に出されています。平成十八年二月、都道府県選挙管理委員会連合会という形で、倫選の皆さんのお手元等には配付といふか御質問をさせていただきます。

ういう書き込みがどんどんあつてゐる。

つまり、インターネットでホームページや掲示板は使つてはいけないということではありますよ

うが、今まででは野放しであつたということであり

ますから、インターネット解禁ということは、方法を制限することによつてインターネットを使うことの規制法でもあると、そういう意味があつたかと思つております。是非与党案をまとめたいと思いますので、民主党さんが出された法律案とのすり合わせの中でより良き道を探つていきたいと思つております。

インターネットの件でございますが、これは、

それから、いろいろ、OHPのこともおつしやいましたよね。これは室内で、演説会場でそういうものを映す、あるいはホームページの内容を映すというようなことはあり得べしということを世耕報告書の中では書き込まれているようございまして、前向きに考えたいと思っております。

また、音の問題ですね、映像は今申し上げたこ

とでしようが、音については、電話による選挙運

動が許されているとの関係で、文書図画と音とい

うのは、かなり選挙法上は文書図画には厳しく、

音には比較的優しくという基本的な違いがあるよ

うですね。その辺を考え、音声について、今録

音機だけは使つていいというんでしようが、そ

の辺も選挙運動の対応ということでこれから与野党

で協議していくべきではないかと思つております。

それから、報酬の問題がありますね。これは、

どういう人に報酬払つていいのか、どういう人に

払うとこれは買収のたぐいになつて選挙違反に

なつて、場合によつては組織的選挙運動管理者を

通じて連座という、実際そういう事件が起きて

いります。

立候補した選挙なんですが、人から勧められて立候補するにどういう書き込みがあるかと、こう

ちゃんねるにどういう書き込みがあるかと、こう

いうふうに言われて、それをプリントアウトいた

しましたら、まあ手が震えるほど訳の分からぬ嫌

がらせや悪口が書かれておつて、中にはうちの息

子の好きな女の子の名前まで書いてあって、何の

ことがあるか分からんのですが、いろんな批判

がされている。これはたしか投票日当日にもそ

は私の個人的な感覚でございます。

○家西悟君 時間が参りましたので終わりますけれども、私は、ただ単にやみくもにそれを解禁しろという話をしているんではありません。

皆さんもお考えになるというか、感じられて

ると思います。選挙になると何台もの選挙カーが

町じゅうを走り歩き、そして公選ビルが町じゅう

にはんらんをし、そしていろいろ御迷惑を有権者の方にお掛けする部分もあります。我々の主張で

す。だけ言わなきゃいけない、伝えなきゃいけない部分、しかし、それを何も紙の媒体だけに頼るんではなくて、インターネットを活用するとい

うことも一つではないかということ。

それから、ハンドディを持つ人たちが選挙に出

ることもできるんだということを開く意味でもイン

ターネットを使う、そういうことを私はやるべ

きではないかと、いうふうに思つて、大転換をそろ

そろ考えはどうかということを御提案申し上げ

たいと思います。

そして、先ほど言いました要望は、これは私が

言つているんではありません。都道府県選挙管理

委員会連合会の方からの御要請ですので、私、あ

えて質問さしていただいたわけですので、これは

しっかりと我々受け止めなければいけないんでは

ないかという観点から御質問さしていただきま

した。

時間が参りましたので、終わります。

それから、報酬の問題がありますね。これは、

どういう人に報酬払つていいのか、どういう人に

払うとこれは買収のたぐいになつて選挙違反に

なつて、場合によつては組織的選挙運動管理者を

通じて連座という、実際そういう事件が起きて

いります。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でござ

ります。

時間が限られておりますので、早速、提案者並

びに政府参考人に対して御質問申し上げたいと

思います。

まず、昨年の六月に私自身が質問主意書を政府

に提出させていただきましたので、早速、提案者並

びに政府参考人に対して御質問申し上げたいと

基本的人権にかかわる極めて重要な問題であるとの認識から、質問主意書を出させていただきまし

そういうことも、いろいろな意見もある中で
今回の議員立法になつたわけでございますけれど
も、前回の公選法改正の質問のときに私申し上げ
ましたとおり、政府として答えが出来なかつたの
かということは一つ問題点として思つてゐるわけ
でござります。そういう意味で、政府として出
せなかつたと、何ゆえそうであつたか、そのこと
をまず御説明いただきたいと思います。

の前御議論いただきました在外選挙と同じように在外公館で投票することだってあるじゃないかと、こういう議論もございます。
ただ、郵便投票、これは国内の場合にはやはり投票の秘密とか投票の公正とか、そういうことを考えますと、在宅で、投票管理者や立会人のいない場所での投票でございますから、国内では極めて限定されております。重度身体障害者あるいは要介護五の方、そのことのバランスをどう考えるかとか。

組んでいたいただくことをまず申し上げておきたいと思います。時間限られておりますので、具体的な中身のことをお伺いしておきたいと思いますが、まず、政令で定める対象となる組織について、先ほど家西議員の質問の折に五つの類型で御説明をいたしましたわけでございます。それに付け加えてといふことになるわけですねども、そういうふた対象となる組織と認められても、実際具体的に実施するかどうかというのがもう一つ判断があろうかと思ふわけでございます。

投票用紙を持つていく、こういうことも考えな
きやいけない。

それからもう一つは、近くで活動している場合
ですね、日本の近くで活動している場合はそう時
間が要らないんじやないか、こういう問題があろ
うかと思います。

さらに、具体的な手続につきましては、現行の
指定施設における不在者投票の手續等を参考にし
て、これから適切に政府において考えていくもの
と期待いたしております。

投票用紙を きやいけない

持っていく、こういうことも考えな
もう一つは、近くで活動している場合
本の近くで活動している場合はそう時
いんじやないか、こういう問題があろ
ます。
具体的な手続につきましては、現行の
おける不在者投票の手続等を参考にし
う適切に政府において考えていくもの
しております。
今回の立法というものは、一番初め

○政府参考人(久保信吉君) 正に、昨年 辻委員から質問主意書を、これ、政府の方に出されました。

私どもこの問題については、一時的な国外滞在者に国外での投票制度を創設をするというこの問題につきましては、日本国、我が国の主権の及ばない場所での投票であるということ、そしてどのような方を対象にして、どのような方法で投票を認めめるのかといったように、解決しなければならない問題、これが大多ございまして、慎重な検討が必要であるというふうに考えてまいりました。そこで、私どもの中でも、あるはまた関係省

序とも何度も繰り返して検討をしてまいりました。そのときに、やはりどのような方を対象にするのかという点ですね。これ、このたび与党の方から法案の形で出てまいりましたけれども、法律によって命令されて一時的に国外に滞在させられているといった人から観光旅行で行つておられる方まで、実にいろんな形での方々がおられまして、私ども、そこをどこで、線を引くという言葉がいいのかどうかあれなんですかけれども、それをどう考えるのか、どの方まで対象にすべきなのかといつた点とか、これまた投票方法とも実は裏腹の関係になつておりますので、今回の与党案は、国内での言わば指定施設での不在者投票制度、これに類似の制度を創設するということで現実的な対応をしておられると思いますけれども、例えば郵便投票を認めるべきではないのかとか、あるいはこ

にこの場での御審議の状況、これをよく見守つて、私どもとして、法案ができましたら必要な政省令、これを早急に作る、そういったことに重点を移していくべきだというふうに考えております。
○辻泰弘君 御説明はそれなりに理解もするんですけども、常に政府として答弁出せないものを議員立法で回すというようなそういうふうな弊害も、そういう例も多いわけでございまして、そういう意味で、政府の機動的な対応というものやはり問われるところもあると思います。
そういう意味で、今後とも、こういった投票権を国民にみんなに広げていくというのは当然のことございますので、政府としてもしっかりと取り組んでいただくよう、もちろん、議員立法でやることももちろんそれはあり得るわけでござりますけれども、やはり政府としても積極的に取り

とは政令で書く予定でございます。そのときによういうことを頭に置きながら判断していくのか。まず、規模の問題があろうかと思います。規模につきましては、例えば老人ホーム等でございますと、病院等でございますと五十床というなことがあります。船でありますと三十トンといふことがあります。船でありますと二十トンといふことがあります。しかしながら、やつぱり国外に行つて、法律に基づいて国外に派遣されるものですから、少なくとも十人ぐらい今考えておかなきやいけないんじやないか。十人程度の規模、十人以上の規模ですね。

それから、期間はどうだ。期間につきましては、選挙の一一番短い期間というのは、町長選、地方議員の選挙、それから町とか村の首長の選挙五日というのがござります。これ一体やれるのかという問題あらうかと思いますけれども、やはり事前にど

遣されることにより投票の機会を失っている人々に対してその投票権を回復させようと、そういう趣旨で提出しているものでございまして、自衛隊に限られているものではないために、特に自衛隊を対象組織として法案上明記することは考えておりません。

今、辻委員御指摘のとおり、きっかけは山形県知事選、さらには昨年の兵庫県知事選、これは辻委員も質問主意書を出されているわけですが、それがきっかけで、イラクへ派遣されている自衛隊約三百五十名が投票できなかつたということがきっかけで私も国会で質問をさしていただきたいんですけれども、自衛隊のためだけに新しいそういう不在者投票制度をつくるというのではなくて、我々提案者で考えたのは、これからも自衛隊だけでなくどんどん日本は国際貢献という形でも海

組んでいた。だくことをまず申し上げておきたいと思います。

時間限られておりますので、具体的な中身のことをお伺いしておきたいと思いますが、まず、政令で定める対象となる組織については、先ほど家西議員の質問の折に五つの類型で御説明をいたしましたわけでございます。それに付け加えてといふことになるわけですけれども、そういう対象となる組織と認められても、実際具体的に実施するかどうかかというのものがもう一つ判断があろうかと思うわけでございます。

そういった意味で、その点について、まず、実施する具体的な組織を決定する際の判断基準、このことを御説明いただきたいと思います。

○衆議院議員(大野功統君) 政令で定める事項のうち、法律につきましては先ほどの五つの法律ということをございます。

それから、そのときどういう判断基準をするのか。同じような法律に基づきまして派遣される組織でも、そのたびごとに対応が違つてまいります。それをどういうふうに考えるかということです。それますが、これは総務大臣と関係大臣が協議をして決めると、こういうことになります。このことは政令で書く予定でございます。そのときにどういうことを頭に置きながら判断していくのか。

まず、規模の問題があろうかと思います。規模につきましては、例えば老人ホーム等でございますと、病院等でございますと五十床というようなことがあります。船でありますと二十トンというようなこともあります。しかしながら、やつぱり国外に行って、法律に基づいて国外に派遣されるのですから、少なくとも十人ぐらい今考えておかなきやいけないんじやないか。十人程度の規模、十人以上の規模ですね。

それから、期間はどうう。期間につきましては、

投票用紙を持つていて、こういうことも考えなきやいけない。

それからもう一つは、近くで活動している場合ですね、日本の近くで活動している場合はそう時間が要らないんじやないか、こういう問題があります。

さらに、具体的な手続につきましては、現行の指定施設における不在者投票の手続等を参考にして、これから適切に政府において考えていくものと期待いたしております。

○辻泰弘君 今回の立法というものは、一番初めのしようばなのきつかけといいますのは、やはり海外に派遣された自衛隊員の投票権が奪われているということが第一義的な出発点だったと思うわけでござりますけれども、そういった意味で、政令では出てくるわけですけれども、本法には南極観測隊の方々のことは出てくるわけですけれども、明記されているわけですねけれども、その自衛隊員という方では法律上は明記されてないわけですね。何ゆえ法律上明記されなかつたのかということについて御説明ください。

○衆議院議員(佐藤茂樹君) 今、辻委員御指摘のとおり、今回の法案は、法律に基づいて国外に派遣されることにより投票の機会を失っている人々に対してその投票権を回復させようと、そういう趣旨で提出しているものでございまして、自衛隊に限られているものではないために、特に自衛隊を対象組織として法案上明記することは考えておりません。

今、辻委員御指摘のとおり、きつかけは山形県知事選、さらには昨年の兵庫県知事選、これは辻委員も質問主意書を出されているわけですが、それがきっかけで、イラクへ派遣されている自衛隊約三百五十名が投票できなかつたということが少しつづけで明らかになって、このことから

投票用紙を持つていく、こういうことも考えな
きやいけない。

外に國の任務として出ていく、そういうことがどんどんあり得るだろうと。そういう方々もきちっと読める、そういう法律にしていこうという趣旨であえて自衛隊ということにこだわらなかつたわけでございます。

その上で、現状のこの五つの法律の中でも、先ほど申し上げましたけれども、例えばPKO協力法に基づく選挙監視要員に係る組織、さらには民警察要員に係る組織、さらには国際緊急援助隊法に基づいての救助チームであるとか、さらには医療チーム、専門家チームなどは自衛隊以外の組織として今含まれているところでございます。

○辻泰弘君 それで、先ほど御言及もあったことにかかわるんですけれども、今回のこの不在者投票、国外における不在者投票制度ですけれども、期間の短い地方選挙も対象とされているということで、その精神は了とするものでございますけれども、現実問題、火曜日に出発をして日曜日に投票日と、こういうのが一番最短のケースかと思うわけでございますけれども、それが実際できるのかどうかということがあるわけでございます。先ほど事前に投票用紙を持っていくという話をされまして、実は私、いろいろ事前に聞いていたのはそういうことまでなかなかまだ想定されていないようなことだったのです、それは一つの画期的なことかもしれません、しかし地方選挙の投票用紙を事前に持つていけるのかということは、現行どうなのかということもあるんですけれども、その辺のことも含めて、どう地方選挙の短いとくに対応されるのか、お聞きしたいと思います。

○衆議院議員(大野功統君) 短い地方選挙も考えて、大体念頭には、派遣期間などのぐらいの組織を考えるか、これは一週間程度かなということは念頭にあるわけですね。今御指摘のとおり、五日間の地方選挙、例えば、これ政府の方に十分考えてもらいたいことありますが、選挙管理委員会に公示前何日までぐらいに投票用紙を届けてください、こういうふうなことを決めたらどうかと、こういう問題が一つあるかと思います。

それから、投票権者ですね。投票権者には、投票用紙が公示日、告示日の翌日にはもう手に入るぐらいの感じでやつたらどうかと。投票用紙に書き入れてもらって、それを今度は回収すると。この運搬については相当工夫が要ると思いますけれども、やはり特定国外派遣組織に十分協力をいたさきながらそういうことを実現していかなきゃいけない。無理に範囲を狭くすることはない、このように思つております。

○辻泰弘君 意欲あるお考えだと思いますので、そういう方向も含めて総務省の方でも取り組んでいただくように申し上げておきたいと思います。

それで、具体的に、国外における不在者投票制度をどういうふうにやつていくのかということにかかわってちょっとお聞きしたいと思うんですけども。

まず、宿管地内などの投票記載場所での投票といふことになるわけですから、その場合に、もちろんある程度限られた人数ではございましょうけれども、やはり公正な選挙を行なきやならないという見地からいたしますと、やはり本人確認というのには当然必要になつてくると思うんですね。あるいは、その体制といいますか、立会人との対してはそこから伝達されるようなことなど、そういうことも必要になつくると思うんです。そういったことも考えられるべきではないかと、このように思つています。そういった意味で、特定の市町村選管がまとめて事務を行つて、各市町村選管に負担が重いのではないかと、このように思つますが、それでも、やはり公正な選挙を行なきやならないという見地からいたしますと、やはり本人確認といふことにならざるを得ないかと、このように思つています。

○衆議院議員(岩屋毅君) 先生御指摘のように、選挙の公正な執行を確保するための大前提は本人の確認がしっかりとできるということだと思います。そこで、具体的な方法についてですが、詳細に

思いますけれども、基本的には、不在者投票管理者、つまり組織の長があらかじめ選挙人のリストを持っていて、そしてこれとパスポート等の身分証明を照合するなどの方法によってそれぞれの特定国外派遣組織において適切に対処できるというふうに考えております。

○辻泰弘君 それから、不在者投票管理者のことでお聞きしておきたいと思うんですけれども、当然、不在者投票の対象となる特定国外派遣組織に属する選挙人というのはそれぞれ違った市町村に住んでいることが予想されるわけでござります。不在者投票管理者は、投票用紙の請求、受領、送致についてそれぞれの市町村選管に対し別々に行うことになるわけでございますけれども、国外でそのような事務を行うというのは非常に負担が重いのではないかと、このように思つますが、それでも、やはり公正な選挙を行なきやならないという見地からいたしますと、やはり本人確認といふことにならざるを得ないかと、このように思つています。

○衆議院議員(大野功統君) 辻先生御指摘のお通り、正に不在者投票管理者のことはこの制度を実施することによりまして大変な負担となつてくると思います。やはりあらゆる投票事務を指揮監督していくかなきやいけない、公正な選挙をやつていかなきやいけない、こういうことになりますと、もう相当の事務が増えていく、このことは避けられないと思つてます。

そこで、私どもは組織に着目せざるを得なかつたわけでございまして、法律におきましては、「組織の長が当該組織の運営について管理又は調整をします。そこで、具体的な方法についてですが、詳細に

し合つてやつていくのか、このことはこれからも十分協議して決めていかなきやいけない、このように思つています。

○辻泰弘君 それで、政府参考人の方にお伺いしますが、その点については同じようなお取組といたしまして、若干繰り返しなつて恐縮ですけれども、投票管理者、投票箱をこれは閉じる前に投票の受理、不受理を決定しなければならないと、こうなつておりますと、投票管理者は受理、不受理の決定は行わない、こういうことになつておりますので、当該投票は投票者数には含まれないと、こうなつております。

在外投票のときもこれ申し上げましたけれども、今後、私ども、国政選挙、現在審議されておりますこの法案に基づく不在者投票も含めまして、今後、国政選挙、これにおきましては結果調べに掲載をして公表したいというふうに考えておられますし、地方選挙につきましても、投票所の閉鎖後に送致された不在者投票の数等でござりますけれども、この地方選挙につきましても、公表の求めがござりますとその内容が明らかにできるよう、これ各選挙管理委員会に対しまして今後要請をしてまいるということにさせていただきたいと考えております。

<p>○辻泰弘君 その方向でのお取組を是非お願ひ申し上げておきたいと思います。</p> <p>もう一つ、一時的な国外滞在者に対する一般的な不在者投票制度、これが求められるわけですが、それでも、そのことに向けて政府としてもやはり今後しつかり取り組んでいただきたいと思うんですが、そのことについての決意を簡潔にお示しいただきたいと思います。</p> <p>○政府参考人(久保信保君) 先ほどもお話をいたしましたけれども、こういう形で現在与党の方から法案が提出されておりまして、まず、この法案が成立をいたしますと、私どもいたしましては、政省令等で厳格な、そしてまた利用しやすいようになります。</p> <p>それから、今御指摘のようなそれ以外の一時的な滞在者の方々、この問題というのはもちろん従前と同じように残っております。やはり、これは最初、冒頭に提案者の方からもお話をございましたけれども、できる限り、選挙権を持つておられる方、こうした方が制度によって投票する機会を奪われているということは、これはもう望ましいことではもちろんございませんので、いろいろ形で工夫をしなきゃいけないんですけど、一方で、選挙というのは公正、公平、そして適正な執行というのを一番要求される事項でもございます。その兼ね合いをどう考えるのかということが極めて重要になつてこようかと思いますけれども、将来の課題として今御指摘があつた点も私もどとしても考えていかなければいけないと思いますし、また、各党各会派でも是非とも引き続いて御議論いただきたいと考えております。</p> <p>○辻泰弘君 各党各会派も頑張りますので、政府も是非先頭を切つて頑張つていただきたいと申し上げておきたいと思います。</p> <p>それで、南極地域観測隊の方の投票についての制度におきましては南極地域観測隊隊員のファクス投票が認められるわけですが、ただ、それは</p>	<p>なつておるわけでございます。何ゆえそうされたのか、お示しください。</p> <p>○衆議院議員(佐藤茂樹君) 今御指摘のとおり、南極地域観測隊については特殊例外的な措置である洋上投票というのを今回採用させていただきました。</p> <p>現行の洋上投票の制度というのは、これは遠洋漁業、マグロ漁業とかそういう遠洋漁業の方々に適用されているんですけども、現行の洋上投票自体が衆議院総選挙と参議院の通常選挙に限つて行われております。補欠選挙及び再選挙は対象としていないのですから、それに合わせたといふことでございます。</p> <p>○辻泰弘君 そういたしますと、政府の方が何ゆえ、補欠選挙、再選挙また地方選挙も洋上投票を認めていないわけですか? そうされているのか、お願いします。</p> <p>○政府参考人(久保信保君) 洋上投票、これは平成十一年に議員立法で作つていただいた制度でございます。</p>
<p>当時の議事録あるいは提案理由等を見てみますと、まず地方選挙に対してこれが認められていないこと。その理由は当時も議論されておりまして、そこにつきましては、投票用紙等を交付、受信する指定市町村の選挙管理委員会、この立場から見ますと、全国の地方選挙の期日等の実態を常時把握する必要が出てくるあるいは投票受信のたびに投票送信元と受信状況に関する電話連絡、確認を行わなければならぬといつたように、事務負担が過大であるといつたことが指摘をされております。</p> <p>それからまた、不在者投票管理者となります船長さんの側におきましても、地方選挙の日程等を常時把握する必要があつて、選挙の公示があつたことや立候補者の氏名等を船員に知らせるよう努力がなきやならない、あるいは投票送信用紙の請求、保管、投票の管理等の事務が過大となるといつた、そういう課題が地方選挙の場合にあるといふことです。</p>	<p>うことが既に指摘をされておりました。</p> <p>そして、平成十一年の議論の際に、国政選挙の補欠選挙や再選挙、この議論が、これ実は調べてみませんでした。ただ、考えてみますに、やはり補欠選挙や再選挙、これも対象となる選挙人の数というのは総選挙や通常選挙に比べましてもまた限定されてしまいしますし、地方選挙の場合と同じように、投票用紙等を交付、受信する指定市町村の選挙管理委員会や不在者投票管理者となる船長さん等の事務負担、そういうことを恐らく想定して総選挙と通常選挙に限られたものではないかと、そういうふうに理解をしております。</p> <p>○辻泰弘君 時間が参りましたので、以上で終ります。</p> <p>○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。</p> <p>今回の法案は、先ほど来お話をありますように、イラク派兵された自衛隊員の方の選挙権が保障されないということが直接のきっかけになつております。</p> <p>私たち、自衛隊のイラク派兵自体は憲法違反であり、反対をしておりますが、しかし派遣された自衛隊員の個人の選挙権というものはやはり可能な限り保障しなければならないと思います。また、提案理由説明にありますように、選挙権が国民にとって重要な参政権の一つであり、在外邦人も含めて国民すべてが実際に選挙権行使できるようにするべきだと、こういう点では共通の認識であります。そういう、すべての国民に選挙権をしっかりと保障していくという大きな流れの一歩なんだろうということです。</p> <p>したがつて、今先生御指摘の、罰則に不備が生ずるのではないかということは、投票箱があるという前提のお話だと思いますが、そこに投票箱を置いているわけではありませんので、したがつて、その投票箱を勝手に持ち出すとか開けるといふことはございません。</p> <p>ただ、例えば投票所に凶器を持つてくるとか、あるいは選挙について干渉する、投票について干渉するという行為は、当然のことながら国外犯の处罚規定が適用されるということです。</p> <p>○井上哲士君 できる限りすべての国民に選挙権を保障していくといふことです。</p>
<p>その上でお聞きをするわけですが、この直接のきつかけになつたものに、兵庫で知事選挙で投票ができなかつた。その際に、兵庫で知事選挙で投票前投票ができないのかという問い合わせが政府にあつたかと思います。その際、総務省は、国外実施の規定がないことと、仮に国外で投票箱の持ち出しなどがあつても罰則規定がないということでございました。</p> <p>そこで、外投票制度についても一定の改善をする法案を本</p>	<p>にした理由、そして、ここで言つていた罰則規定がないという問題がどうクリアされているのか、まずお聞きしたいと思います。</p> <p>○衆議院議員(若屋毅君) まず、今回の法案で対象としているものは、期日前投票の期間から選挙の当日にかけて引き続き国外に滞在していると想定される者を対象にしているわけでございます。</p> <p>期日前投票では、最大の問題は、先生、投票箱を設置しなければいけないということになるわけになります。</p> <p>そこで、現在、指定船舶や一部の病院等で行われております不在者投票制度というものを援用する仕組みを考案をさせていただいたところでございます。</p> <p>したがつて、今先生御指摘の、罰則に不備が生ずるのではないかということは、投票箱があるという前提のお話だと思いますが、そこに投票箱を置いているわけではありませんので、したがつて、その投票箱を勝手に持ち出すとか開けるといふことはございません。</p> <p>ただ、例えば投票所に凶器を持つてくるとか、あるいは選挙について干渉する、投票について干渉するという行為は、当然のことながら国外犯の处罚規定が適用されるということです。</p>

委員会でも可決をいたしました。

その際、在外投票の選挙期間を、それまでは投票日五日前だったのを六日前にむしろ繰り上げたわけですね。今回の制度ではこういう制限がありません。先ほどありましたように、地方選挙の場合選挙期間が五日間でも可能になるということを考えますと、この間の法改正でむしろ投票日五日前から六日前に繰り上げて一定の制限を加えたというのは、少し流れとしては逆行したんじやないかという気が私はしております。アカシミリなどもありますけれども、やはりむしろ、こういういろんな在外投票制度についてもできる限りもっと広げるという方向が必要ではないかと思うんですけれども、政府の見解はいかがでしょう。

○政府参考人(久保信保君) 御指摘にございましたように、先般御議決をいたしました在外投票の改正の中で、原則としての在外公館投票期間、これが公示の翌日から期日前五日までと、こうなつておりますのを六日までというふうに改めさせていただきました。

これは、これまでの在外選挙実施を何回かやってまいりましたが、台風などの自然災害や航空便の機体トラブルなどによりましてフライ特が予定どおり運航されないといったような事例もございました。また、このたび、衆議院、参議院の選挙区選挙を新たに対象にいたしたことによりまして、投票所閉鎖時刻までの未到達、これが選挙の結果に影響を及ぼす可能性が高くなつてきていたといったようなこと等を考慮いたしまして、御指摘よく分かりますけれども、一日原則として在外公館投票の期間を短縮させていたいたいこととございますので、御理解をいただきたいと思います。

○井上哲士君 やはり、今回の場合は自衛隊機なども活用されるということでそういうおそれがないのかかもしれません、やはり、いささか普通の国民、在外投票と比べますと手厚くなつていています。

○政府参考人(久保信保君) 御指摘にございましたように、先般御議決をいたしました在外投票の改正の中で、原則としての在外公館投票期間、これが公示の翌日から期日前五日までと、こうなつておりますのを六日までというふうに改めさせていただきました。

これは、これまでの在外選挙実施を何回かやつ

てまいりましたが、台風などの自然災害や航空便

の機体トラブルなどによりましてフライ特が予定

どおり運航されないといったような事例もござ

いました。また、このたび、衆議院、参議院の選挙

区選挙を新たに対象にいたしたことによりまし

て、投票所閉鎖時刻までの未到達、これが選挙の

結果に影響を及ぼす可能性が高くなつてきていた

といつたようなこと等を考慮いたしまして、御指

摘要よく分かりますけれども、一日原則として在

外公館投票の期間を短縮させていたいたいこと

とございますので、御理解をいただきたいと思

います。

○井上哲士君 やはり、今回の場合は自衛隊機

なども活用されるということでそういうおそれがないのかかもしれません、やはり、いささか普通の

国民、在外投票と比べますと手厚くなつていています。

○政府参考人(久保信保君) 現在の不在者投票、

これは国内で行われておりますけれども、それに

ついても同様でござりますけれども、法律上とい

いますか、法令上義務付けてこれだけの情報は提

供しなければいけないとといったようなことはござ

いません。

べきだということも改めて申し上げたいと思います。

それから、今回の在外投票の場合、大変ある意味では閉ざされたところでの選挙行使ということになります。その点での幾つかのことを聞いておきたいんですけども、例えば選挙にかかる情報報をどういうふうに入手をするのかということが

ございます。

在外投票の際は、在外公館が候補者の名前と政黨については在外公館に備え付けるということをするということがあつたわけですが、今回の場合はどういうことが投票所で行われていくのか、そしてまた、それ以外の様々な情報を実際にインターネットなどで検索することもなかなか難しい環境にあるんじゃないかと思うわけですがれども、公正な選挙情報に触れる上でどういうことが望ましいのか、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(久保信保君) このたびの法案が成立をするというふうになりますと、私どもやはり御指摘のように、国外不在者投票における各選挙人への立候補状況あるいは政党の状況、これにつきましてやはり工夫をしていく必要はあると思います。

まず考えられますのは、特定国外派遣組織の派遣省庁などによりまして、ファックス送信等の手段を活用しまして、必要な情報、これが適時適切に提供されるということがあります必要であろうと思いまますし、私どもといたしましても、関係省庁とも連携を図つて、何が可能なのか今後検討させていただきます。

○衆議院議員(大野功統君) 前防衛庁長官からお答えいたします。

まず、御指摘の、自衛隊は閉鎖的な組織である

ということですけれども、私は、自衛隊と

いうのは規律正しい組織であると、ルールを守る組織であると、こういうふうに思つております。

それから、今回の改正におきまして、投票を管理すべき者は投票管理者とみなします。それから、投票に立ち会う者は投票立会人とみなしますし、私どもといたしましても、関係省庁とも連携を図つて、何が可能なのか今後検討させていただきます。

○井上哲士君 そうすると、投票管理者が必ず明示しなくちゃいけない情報など、そういうことの縛りは掛けることはないんでしょうか。

○政府参考人(久保信保君) 現在の不在者投票、

これは国内で行われておりますけれども、それに

ついても同様でござりますけれども、法律上とい

いますか、法令上義務付けてこれだけの情報は提

供しなければいけないといったようなことはござ

いません。

○井上哲士君 国内の場合は様々なメディア等を通じてたくさん的情報がありますし、公報なども届けられるということになつては私どもも多

お出しになつた、その趣旨については私どもも多

と/orするものでありますけれども、ただ、今のところがあるわくですから、私は相当それを配慮して運用が必要だと思います。そこを是非よろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、これは元自衛隊の幹部をされていた方がある新聞で語つておられます、投票制度自身は賛成だとした上で、隊員は閉鎖的で特殊な状況にあるので、単純に投票できればいいというものではなく、投票行動が強制されているとの疑念を持たれないような選挙管理体制など仕組みと一緒に議論する必要があると、こういうことを述べられております。

自衛隊の幹部を務められた方の発言で私は重みがあると思うんですが、この点の配慮はどのよう立をするというふうになりますと、私どもやはり御指摘のように、国外不在者投票における各選挙人への立候補状況あるいは政党の状況、これにつきましてやはり工夫をしていく必要はあると思います。

○衆議院議員(大野功統君) このたびの法案が成立をするというふうになりますと、私どもやはり御指摘のように、国外不在者投票における各選挙人への立候補状況あるいは政党の状況、これにつきましてやはり工夫をしていく必要はあると思います。

まず、御指摘の、自衛隊は閉鎖的な組織である

ということですけれども、私は、自衛隊と

いうのは規律正しい組織であると、ルールを守る組織であると、こういうふうに思つております。

それから、今回の改正におきまして、投票を管理すべき者は投票管理者とみなします。それから、投票に立ち会う者は投票立会人とみなしますし、私どもといたしましても、関係省庁とも連携を図つて、何が可能なのか今後検討させていただきます。

○井上哲士君 そうすると、投票管理者が必ず明示しなくちゃいけない情報など、そういうことの縛りは掛けることはないんでしょうか。

○政府参考人(久保信保君) 現在の不在者投票、

これは国内で行われておりますけれども、それに

ついても同様でござりますけれども、法律上とい

いますか、法令上義務付けてこれだけの情報は提

供しなければいけないといったようなことはござ

いません。

○井上哲士君 時間ですので、終わります。

○又市征治君 社民党的又市です。

我が党も在外国民全体に選挙権を拡大をしていくべきと、こういう立場でありますし、この種委員会でそうした意見についても述べてまいりまし

た。

今回、衆議院側の与党の皆さんがこうした案をお出しになつた、その趣旨については私どもも多

と/orするものでありますけれども、ただ、今のところ取りあえず一部の人々にだけ認めるということがあります。その点での幾つかのことを見ておきたいんですけども、例えば選挙にかかる情報報をどういうふうに入手をするのかということが

ございます。

在外投票の際は、在外公館が候補者の名前と政黨については在外公館に備え付けるということをするということが投票所で行われていくのか、そしてまた、それ以外の様々な情報を実際にインターネットなどで検索することもなかなか難しい環境にあるんじゃないかと思うわけですがれども、公正な選挙情報に触れる上でどういうことが望ましいのか、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(久保信保君) このたびの法案が成立をするというふうになりますと、私どもやはり御指摘のように、国外不在者投票における各選挙人への立候補状況あるいは政党の状況、これにつきましてやはり工夫をしていく必要はあると思います。

まず、御指摘の、自衛隊は閉鎖的な組織である

ということですけれども、私は、自衛隊と

いうのは規律正しい組織であると、ルールを守る組織であると、こういうふうに思つております。

それから、今回の改正におきまして、投票を管理すべき者は投票管理者とみなします。それから、投票に立ち会う者は投票立会人とみなしますし、私どもといたしましても、関係省庁とも連携を図つて、何が可能なのか今後検討させていただきます。

○井上哲士君 そうすると、投票管理者が必ず明示しなくちゃいけない情報など、そういうことの縛りは掛けることはないんでしょうか。

○政府参考人(久保信保君) 現在の不在者投票、

これは国内で行われておりますけれども、それに

ついても同様でござりますけれども、法律上とい

いますか、法令上義務付けてこれだけの情報は提

供しなければいけないといったようなことはござ

いません。

○井上哲士君 時間ですので、終わります。

○又市征治君 社民党的又市です。

我が党も在外国民全体に選挙権を拡大をしていくべきと、こういう立場でありますし、この種委員会でそうした意見についても述べてまいりまし

どういうふうに広がっていくということになつてしまつたんじや意味がないわけで、第二歩、第三歩はどのぐらいの数が広がっていくというふうに提案者側は見ておられるんでしょう。

○衆議院議員(鳩山邦夫君) それは、先ほどから何度もいろいろな方が答弁されておりますよう見に、小さな風穴かもしませんが、この穴が空いた意義は大きいと思うのです。

ちょっとと話が違うかと思いますが、例えば電子投票をやりますね。やりたいと思つています。しかし、電子投票では、回線で結ぶことは、それは秘密が漏れるとかハッカーがいるということではできませんね。そうしますと、例えば将来いろんな機器が発達して、海外からいわゆる機械を使って電子投票の形で投票するといつても、これ秘密の問題とかハッカーの問題等考えるとなかなか大変だと思いますね。

そういう意味でいえば、できるだけ幅広く投票していただこうということで、どういうふうに広げていこうかというのは正にこれから課題なんですね。だから、今第二、第三がどういう人たちかとこう言われましても直ちにお答えはできませんで、法律によつて派遣されて、そして一定の地域や設備について、何らかの隊長のような調整権限を持つている人がいるというふうに今は枠をはめなで、ありとあらゆる海外滞在者を擧げていく中で、法律によつて派遣されて、そして一定の地域

そこで、ちょっと伺いたいのは、例えば民間の商社マンで、海外支店に属して、投票管理は支店長の下で可能な人たち、これは一体全体どういうふうにするのか。ここまで広げる努力はお考えでないのか。あるいはまたボランティア団体の長の下で投票管理が可能な人たちもこれはいるわけですね、現実に、組織立てやつている。こういう人たちには、じゃ投票権は今のところ御検討なさらなかつたのかどうか。この点について、皆さん方の御議論の中身をお聞かせいただきたい。

○衆議院議員(佐藤茂樹君) 今、又市先生から二つですね、民間の商社マン、さらにはボランティア団体に属して海外にいる方という、そういうお尋ねでございますが、我々今回の考え方は、もう冒頭から申し上げているように、二つの要件をきかせながら、まずこれをやつしていく、あるいは電子投票等をやつしていく、インターネットを使つた選挙運動等も可能にしていく中で、これは本人確認等の方法も進歩すれば広げていく道があり得ると思います。

○又市征治君 時間の関係で余りもう、本当は、どうぞお聞きください。それで、既に投票権を認めた、さつきも出ました。が、在外国民の領事館投票は技術的な理由ということが飛び越えて、自衛隊員などについてだけ地方選挙についても投票権を保障する、こういうことになつてゐるわけ。どうして自衛隊員などだけが地方選挙も突然技術的に可能になつたのか。

これは衆議院でも我が党の菅野衆議院議員がお聞きをしましたら、いや、五日間でどうやつて可能になるのかと聞いたら、大野前防衛庁長官は、この特定国外派遣組織は投票用紙を運んでいく、回収して持つて帰ると答弁された。つまり、自衛隊機を飛ばして、で、自衛隊員だけ投票の便宜を与える、だから五日間でも可能なんだ、こういうふうにおつしやつたと、こういうことなんです。

これだとすると、これは大変なお手盛り選挙、全く公平、さつき総務省言つたけれども、公正で公平で適正に執行する、これ全然妨げることにならないですか。

そこで、ちょっと私は疑問に思うのは、投票権を与える対象者を、さつき大野さんも言つたけれども、お国のために海外で働いてる人って、この政府の政策に忠実である者に投票の便宜を与えるんだって、そうではない者は与えないというこ

う限定をされているわけです。これでは、現在の政府の政策で、国の任務で派遣しなさいとか、別の法律で、国の任務で派遣しなさいとか否とか、そういうことによって差別することになりかねないわけ。公職選挙法として投票権を保障する以上は、国家公務員であろうがなかろうが、特定の職業なり、ましてや組織に属するとか否とか、そういうことによって差別することはできないはずであります。

そこで、ちょっと私は疑問に思うのは、投票権を与える対象者を、さつき大野さんも言つたけれども、お国のために海外で働いてる人って、この政府の政策に忠実である者に投票の便宜を与えるんだって、そうではない者は与えないというこ

ろとやつてきたというような話なんですが、なかなかできない。

そこで、ちょっと私は疑問に思うのは、投票権を与える対象者を、さつき大野さんも言つたけれども、お国のために海外で働いてる人って、この政府の政策に忠実である者に投票の便宜を与えるんだって、そうではない者は与えないというこ

う限定を思つております。

元々法律を作る考え方が、日本国憲法で公職選挙法の規定による選挙権の行使を保障されておりながら、別の法律で、国の任務で派遣しなさいと

うと答えるんですか、これについて。

○衆議院議員(大野功統君) 衆議院での私の答弁を引用されましたので、私の方からお答えしたいと思います。

まず、投票用紙を持つていつたり回収する、普通はそれぞれの民間航空で持つていて、そこには、いかに協力をしていくかということが問題であります。自衛隊の例でいいますと、これまで、例えば船舶投票というのが認められております。船舶投票を、ある港まで投票用紙を運んでいくのに、これは民間航空で運んでいる、郵便で運ぶ、場合によつちや自衛隊員が民間航空機を使つて運んでいく。それから先、港で渡せばいいけれども、それから先どうするのかと、こういう問題です。日本から自衛隊機飛ばして持つていて運ぶ、場合によつちや自衛隊員が民間航空機を使つて運んでいく。それから先、港で渡せばいい

ます。

では、一体全体自衛隊員以外の地方選挙の投票を広げる場合はどうするのか。まさか、日本人の有権者のいる場所どこへでも全部自衛隊機飛ばすというわけじゃないんでしょう。これ総務省、どう答えるんですか、これについて。

○衆議院議員(大野功統君) 衆議院での私の答弁を引用されましたので、私の方からお答えしたい

ら、基本的権利ですから、これを回復させるかと
いう命題として私どもは考えております。

○又市征治君 時間がもう来てますから、私が申し上げたのは、在外国民の領事館投票については技術的な理由だといって国政選挙についてしか認めてない。なぜ今のこの問題だけが五日間の町長選挙も町議会選挙も可能になつてくるのか、これはもう全然整合性が取れないじゃないかと。こういう問題があつて、そしてその輸送の問題についても、これは大変なお手盛りになつてしまつて、これは説明付いてない。

○衆議院議員(鳩山邦夫君) 在外投票制度は、住民票を抜いて海外へ移したわけですから、地方公共団体に所属しておりませんので、地方選挙権といふのは、これは投票はなくなると思います。

○又市征治君 いずれにしろ、時間来ましたから終ります。

○委員長(泉信也君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

公職選挙法の一部を改正する法律案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(泉信也君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(泉信也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(泉信也君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査につ

きましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしました。いと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(泉信也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(泉信也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十八分散会

六月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(衆)

公職選挙法の一部を改正する法律

第一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四十九条に次の二項を加える。

5 国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織(以下この項において「南極地域調査組織」という。)に属する選挙人で当該南極地域調査組織に同行する選挙人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものの含む。)での各号に掲げる施設又は船舶に滞在するもののうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれる者は、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより行わせることとする。

4 第二百五十五条に次の二項を加える。

4 第四十九条第五項の規定による投票については、同項の施設又は船舶において投票を管理すべき者及び投票を受信すべき市町村の選舉管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきファクシミリ装置は投票箱と、同項の施設又は船舶において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

5 前項の特定国外派遣組織とは、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち次の各号のいずれにも該当する組織であつて、当該組織において同項に規定する方法による投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものをいう。

一 当該組織の長が当該組織の運営について、当該組織において同項に規定する方法による投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものをいう。

二 当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していること。

6 特定国外派遣組織となる組織を国外に派遣管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること。

するこことを定める法律の規定に基づき国外に

の各号に掲げる施設又は船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

第二百七十七条第二項中「若しくは第四項」を「第四項若しくは第五項」に、「行わなければ」を「しなければ」に改める。

第二百七十七条の二中「又は第四項」を「第四項又は第五項」に改める。

第二条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

4 第四十九条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 特定国外派遣組織に属する選挙人で国外に滞在するもののうち選挙の當日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるもの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるもの投票に同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 第四十八条及び第五十条の規定にかかる現場所に提出する方法により行わせることとする。

4 第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかる現場所に提出する方法により行わせることとする。

4 第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかる現場所に提出する方法により行わせることとする。

4 第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかる現場所に提出する方法により行わせることとする。

4 第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかる現場所に提出する方法により行わせることとする。

5 前項の特定国外派遣組織とは、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち次の各号のいずれにも該当する組織であつて、当該組織において同項に規定する方法による投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものをいう。

一 当該組織の長が当該組織の運営について、当該組織において同項に規定する方法による投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものをいう。

二 当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していること。

派遣される選挙人(特定国外派遣組織に属するものを除く)で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この法律の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。

第四十九条の二第三項中「第五項」を「第八項」に改める。

第二百五十五条第四項中「第四十九条第五項」を「第四十九条第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第四十九条第四項」を「第四十九条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第四十九条第四項の規定による投票については、その投票を管理すべき者は投票管理者と、その投票を記載すべき場所は投票所と、その投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

第二百六十三条第四号中「第四十九条第一項」の下に「及び第四項」を加え、「同条第四項及び第五項」を同条第七項及び第八項に改める。

第二百六十九条の二中「及び第五項」を「第七項及び第八項」に改める。

第二百七十条第二項中「若しくは第五項」を「第七項若しくは第八項」に改める。

第二百七十条の二中「又は第五項」を「第七項又は第八項」に改める。

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条第一項、附則第三条、附則(施行期日)

則第五条、附則第七条及び附則第九条の規定によるものを除く)で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この法律の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。	四項」の下に「及び第五項」を、「第一百五十五条第三項」の下に「及び第四項」を加える。
二 第二条並びに次条第二項、附則第四条、附則(施行期日)	第四十九条の二第三項の改正規定を削る。
則第六条及び附則第八条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日	一 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号) 第九十四条
二 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一一条	二 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一一条
(適用区分)	第六条 次に掲げる法律の規定中「第四十九条第四項及び第五項」を「第四十九条第四項から第八項まで」に、「第二百五十五条第三項から第五項まで」を「第二百五十五条第三項から第五項まで」に改める。
第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法の規定及び附則第七条の規定による改正後の国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七百七十九号)の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の選挙又は参議院議員の通常選挙について適用し、同号に掲げる規定の施行の日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。	第六条 次に掲げる法律の規定中「第四十九条第四項及び第五項」を「第四十九条第四項から第八項まで」に改める。
2 第二条の規定による改正後の公職選挙法の規定及び附則第八条の規定による改正後の国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。	二 農業委員会等に関する法律第十一一条(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)
(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)	第七条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。
第三条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。	第十三条第十項中「第四十九条第四項」の下に「又は第五項」を、「(同項第二号に定める場所を含む。)」を加え、「同項」を「これら」に改める。
第二十六条中「第四十九条第四項及び第五項」を加える。	第十三条の二第二項中「第四十九条第四項」の下に「又は第五項」を、「場所」の下に「(同項第二号に定める場所を含む。)」を加え、「同項」を「これら」に改める。
第二百六十九条の二中「又は第五項」を「第七項及び第八項」に改める。	第八条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。
第二百七十条第二項中「若しくは第五項」を「第七項若しくは第八項」に改める。	第十三条第十項中「第四十九条第四項又は第五項」を「第四十九条第七項又は第八項」に改め
第二百七十条の二中「又は第五項」を「第七項及び第八項」に改める。	る。
第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。	第十三条の二第二項中「第四十九条第四項又は第五項」を「第四十九条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
一 第一条並びに次条第一項、附則第三条、附則(施行期日)	2 公職選挙法第四十九条第四項の規定により不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、総務大臣が定める額とする。
第五条 次に掲げる法律の規定中「第四十九条第四項」を「第四十九条第七項及び第八項」に改める。(漁業法及び農業委員会等に関する法律の一部改正)	(公職選挙法の一部を改正する法律の一部改正) 第九条 公職選挙法の一部を改正する法律(平成十八年法律第二百三十六号)の一部を次のように改

正する。

第四十九条の二第三項の改正規定を削る。

平成十八年六月二十一日印刷

平成十八年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K